

各

都道府県知事
指定都市市長

 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の一部を改正する政令
の公布について

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成 27 年政令第 386 号）が平成 27 年 11 月 18 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとされている。

今回の改正は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、精神医療審査会において審査の案件を取り扱う合議体が議事を開き、議決をするために、一人以上の出席が求められる委員について改正を行うものである。

これらの改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、御了知の上、運用をいただくとともに、管内の市町村（特別区を含む。）に対して周知徹底方お取り計らい願いたい。

記

第 1 改正の趣旨・内容

改正法の一部の施行に伴い、精神医療審査会において審査の案件を取り扱う合議体が議事を開き、議決をするために、一人以上の出席が求められる委員について、「その他の学識経験を有する者のうちから任命された委員」とする規定を、「精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員」とする。

第 2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日